

# おくやみハンドブック

～今後のさまざまな手続きのご案内～

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出した後、さまざまな手続きが必要になります。

主に、役場での手続きを掲載しました。必要なものを確認のうえ、担当窓口へお越しいただくことにより、わかりやすく、スムーズな手続きに努めております。

本ハンドブックにより、不明な点がございましたら、事前に各担当にお問い合わせください。

なお、役場以外の手続きについても、主なものをご案内しておりますので、ご活用ください。

富士川町

おくやみハンドブック目次

※手続きの詳細は、該当ページをご確認ください。

手続き内容		ページ	該当	受付窓口
住民異動	印鑑登録証をお持ちの方	6	<input type="checkbox"/>	町民生活課戸籍担当 (☎22-7208)
	特別永住者証明書をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	
健康保険	国民健康保険に加入している方	7	<input type="checkbox"/>	町民生活課国保担当 (☎22-7209)
	後期高齢者医療保険に加入されている方	8	<input type="checkbox"/>	町民生活課高齢者医療年金担当 (☎22-7209)
年金	年金を受給している方	9	<input type="checkbox"/>	町民生活課高齢者医療年金担当 (☎22-7209)
	国民年金・厚生年金に加入されている方		<input type="checkbox"/>	竜王年金事務所 (☎055-278-1100)
	共済年金に加入している方		<input type="checkbox"/>	共済年金に加入されている共済組合
介護保険	議員年金、議員遺族年金を受給されている方		<input type="checkbox"/>	議会事務局 (☎22-7211)
	65歳以上、または40歳以上65歳未満の介護認定を受けている方		<input type="checkbox"/>	福祉保健課介護保険担当 (☎22-7207)
介護認定中の方		<input type="checkbox"/>		
障害福祉	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方	10	<input type="checkbox"/>	福祉保健課障害福祉担当 (☎22-7207)
	自立支援医療受給者証をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	
	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	
	福祉タクシー券をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	
	心身障害者扶養共済制度 加入されている方	11	<input type="checkbox"/>	
	心身障害者扶養共済制度 障害のある方		<input type="checkbox"/>	
	心身障害者扶養共済制度 年金を受給されている方		<input type="checkbox"/>	
	やまなし思いやりパーキング利用者証をお持ちの方	12	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者手帳・障害児福祉手当を受給されている方		<input type="checkbox"/>	
	特別児童扶養手当を受給されている方	13	<input type="checkbox"/>	
特別児童扶養手当の受給対象児童の方または受給要件児童の方(20歳以下の子)	<input type="checkbox"/>			

手続き内容		ページ	該当	受付窓口
子育て	児童手当を受給されている方（養育者）	14	<input type="checkbox"/>	子育て支援課児童支援担当（☎22-7221）
	児童手当の受給対象児童の方または受給要件児童の方（15歳以下の子）		<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当を受給されている方（父または母、養育者）		<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当の受給対象児童の方		<input type="checkbox"/>	
	子ども医療費助成を受けている児童	15	<input type="checkbox"/>	
	子ども医療費助成を受けている児童の養育者		<input type="checkbox"/>	
	ひとり親家庭等医療助成を受けている児童（高校生以下の子）		<input type="checkbox"/>	
	ひとり親家庭等医療助成を受けている児童の養育者		<input type="checkbox"/>	
	認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の入所児童またはその保護者		<input type="checkbox"/>	
税金	町県民税を納付されている方	16	<input type="checkbox"/>	税務課住民税担当（☎22-7205）
	原動機付自転車など（富士川町ナンバー）の車両を所有している方		<input type="checkbox"/>	
	軽四輪自動車および二輪車(125ccを超えるもの)を所有している方		<input type="checkbox"/>	山梨軽自動車検査協会（☎050-3816-3121） 関東運輸局山梨運輸支局（☎050-5540-2039）
	口座振替で町税・国民健康保険税を納付されている方		<input type="checkbox"/>	税務課徴収担当（☎22-7205）
	固定資産税（土地や家屋）を所有している方	17	<input type="checkbox"/>	税務課資産税担当（☎22-7205）
	未登記の家屋を所有している方		<input type="checkbox"/>	
	国税・県税納税義務者		<input type="checkbox"/>	鯉沢税務署（☎22-3191） 県総合県税事務所（☎055-261-9111）
森林	森林を所有している方		<input type="checkbox"/>	産業振興課農林振興担当（☎22-7202）
農地	農地を所有している方	18	<input type="checkbox"/>	産業振興課農業委員会事務局（☎22-7202）

手続き内容		ページ	該当	受付窓口
上・下水道	上水道、簡易水道、営農飲雑用水の給水装置所有者または使用者の方	19	<input type="checkbox"/>	上下水道課上水道担当・簡易水道担当 (☎22-7204)
	下水道または農業集落排水の使用者及び所有者の方		<input type="checkbox"/>	
	下水道受益者負担金が現在も徴収猶予されている土地を所有されている方		<input type="checkbox"/>	
	下水道使用料算定に地下水等汚水量認定通知を受けている方または農業集落排水を使用している方		<input type="checkbox"/>	
犬	犬を飼っている方		<input type="checkbox"/>	町民生活課生活環境担当 (☎22-7209)
町営・町有住宅	町営・町有住宅に入居されている方	20	<input type="checkbox"/>	都市整備課住宅担当 (☎22-7214)
			<input type="checkbox"/>	防災交通課交通対策担当 (☎22-7218)
災害	交通事故や自然災害などの被害に遭われた方		<input type="checkbox"/>	
国県などの公的機関の手続き		21~22	<input type="checkbox"/>	
その他の手続き		23~24	<input type="checkbox"/>	

## 届出時にお持ちいただくもの

### 《亡くなられた方の》

- ① 印鑑登録証（カード）
- ② 福祉医療受給券（重度医療費受給資格者証など）
- ③ 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方が世帯主の場合、同一世帯の加入者全員の被保険者証）、後期高齢者医療被保険者証  
限度額適用認定書、特定疾病療養受療証  
葬祭費の請求に、喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の日程または領収書など）
- ④ 年金証書、年金手帳
- ⑤ 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- ⑥ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳
- ⑦ ふれあいペンダント

※マイナンバーカード、通知カード、住基カードの返納は不要です。

### 《ご遺族の》

- ⑧ 認印（朱肉を必要とする印鑑）（相続人代表、相続人、喪主、死亡届出人、\_\_\_\_\_）
- ⑨ 預貯金通帳（相続人代表、相続人、喪主、死亡届出人、\_\_\_\_\_）
- ⑩ お越しいただく方の本人確認書類

いずれか1つで良いもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、療育手帳、養育手帳、在留カード、永住者証明書  
2つ以上必要なもの：健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書など

## 死亡に関する手続きでよくある質問

**Q：死亡届は提出したので、役場での手続きはしなくてもよいですか？**

A：多くの方の場合、手続きが必要となります。

（主なもの）

健康保険：国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の請求等の手続きがあります。

社会保険から国民健康保険に切り替える方は、加入の手続きが必要となります。

介護保険：65歳以上の方は、介護保険被保険者証の返納手続きが必要となります。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。ただし、各種請求手続きができる方には、要件があります。

税金関係：亡くなった方によって、手続きが必要な場合があります。

**Q：遺族年金の手続きは、どうすればよいですか？**

A：遺族年金に該当する場合は、手続きが必要です。

遺族年金の手続きには、2～3ヵ月程度かかることがありますので、手続きはお早めに。

また、受給されている年金の種類により、届出先が異なりますので、お問い合わせください。

手続きの際には、役場で取得する証明書（戸籍・住民票（除票）等）が必要になりますが、必要部数については、届け出先にお問い合わせください。

**Q：亡くなった方の保険証など見つからないものがありますが、手続きできますか？**

A：証書類に不足があった場合は、状況に応じてご案内します。

**Q：死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？**

A：届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、死亡届を受付した日から数日間の戸籍審査を経た後（閉庁日を含まない）から取得できます。なお、本籍が富士川町以外の方は、本籍地の自治体にお問い合わせください。

## おくやみ手続き関係チェックシート

### ◆役場での手続き

亡くなられた方について、お伺いします。該当するところの確認欄に「レ」をつけてください。

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
住民異動	印鑑登録証（カード）をお持ちの方	印鑑登録証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	速やかに	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	町民生活課 戸籍担当 ☎22-7208	<input type="checkbox"/>
	特別永住者証明書をお持ちの方	特別永住者証明書の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<input type="checkbox"/> 特別永住証明書		<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方		届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
健康 保 険	加入してい る保険	国民健康保 険に加入さ れている方	被保険者証などの 返納	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ・関係者（成年後見人など）	14日以内	□亡くなった方の被保険者証 ※次の3点もお持ちの方は、一緒 に返納してください。 □限度額適用・標準負担額認定証 □限度額適用認定証 □特定疾病療養受療証	町民生活課 国保担当 ☎22-7209	<input type="checkbox"/>
			被保険者証などの 変更（亡くなられ た方が世帯主の場 合）	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ・関係者（成年後見人など）	速やかに	□同一世帯の加入者全員の被保険 者証 ※次の3点も交付されている場合 は、一緒にお持ちください。 □限度額適用・標準負担額認定証 □限度額適用認定証 □特定疾病療養受療証		<input type="checkbox"/>
			葬祭費の支給申請	・喪主の方	速やかに	□葬祭を行ったとわかる領収書な ど □喪主等の通帳と印鑑 □来庁者の本人確認書類（運転免 許証等）		<input type="checkbox"/>



項目	手続きが必要となる方		届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
健康保険	加入している保険	後期高齢者医療保険 (75歳以上の方)	被保険者証などの返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証 ※次の3点もお持ちの方は、一緒に返納してください。 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	町民生活課 高齢者医療年金担当 ☎22-7209	<input type="checkbox"/>
			葬祭費の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主の方</li> </ul>	速やかに	<input type="checkbox"/> 葬祭を行ったとわかる領収書など <input type="checkbox"/> 喪主等の通帳と印鑑 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）		<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
年金	年金を受給している方、または、国民年金、厚生年金に加入されている方	受給・加入状況により、手続きが異なります。必要な書類をご用意いただく前に、必ず、役場町民生活課高齢者医療年金担当、もしくは、竜王年金事務所（甲斐市名取347-3☎055-278-1100）に手続き・必要書類をご確認のうえ、ご準備をお願いします。					<input type="checkbox"/>
	共済年金に加入されている方	死亡届のほか、死亡一時金などの届出手続きが必要となることがあります。共済年金に加入されている共済組合へ、届出手続き内容とその申請者、届出期間、必要なものなど事前にご確認ください。					<input type="checkbox"/>
	議員年金、議員遺族年金を受給されている方	議会事務局を通して町村議会議員共済会と手続きを行いますので、議会事務局(☎22-7211)へご連絡ください。					<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
介護保険	65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の介護認定を受けている方	被保険者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	速やかに	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 ※次の3点もお持ちの方は、一緒に返納してください。 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	福祉保健課 介護保険担当 ☎22-7207	<input type="checkbox"/>
	介護認定申請中の方	介護認定申請の取り下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	速やかに			<input type="checkbox"/>
	その他、高額介護サービス費を受給中の方は、手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。						

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
障 害 福 祉	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方	各種手帳の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<input type="checkbox"/> 各種障害の手帳 <input type="checkbox"/> 手続きする方の印鑑（朱肉を使うもの）	福祉保健課 障害福祉担当	<input type="checkbox"/>
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きする方の印鑑（朱肉を使うもの）	☎22-7207	<input type="checkbox"/>
	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の返還</li> <li>・未支払い分請求の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の身分証明書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた受給者と相続人代表者の関係がわかる書類		<input type="checkbox"/>
	福祉タクシー券をお持ちの方	福祉タクシー券の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>・親族の方</li> <li>・関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉タクシー券		<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
障害福祉	心身障害者扶養共済制度 (1)加入者の方 (2)障害のある方 (3)年金を受給されている方	(1)年金の支給請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>親族の方</li> <li>関係者（成年後見人など）</li> </ul>	速やかに	<input type="checkbox"/> 亡くなられた加入者（保護者）の住民票除票または除籍謄本 <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障害者）の住民票 <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障害者）の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障害者）の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 共済加入証書 <input type="checkbox"/> 医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） <input type="checkbox"/> 加入日から2年以内に亡くなられた場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）	福祉保健課 障害福祉担当 ☎22-7207	<input type="checkbox"/>
		(2)弔慰金の支給請求			<input type="checkbox"/> 年金加入者（保護者）の住民票 <input type="checkbox"/> 亡くなられた障害者の住民票除票または除籍謄本 <input type="checkbox"/> 年金加入者（保護者）の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 年金加入者（保護者）の通帳		<input type="checkbox"/>
		(3)年金受給者死亡届			<input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障害者）の住民票除票又は除籍謄本		<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
障 害 福 祉	やまなし思いやりパーキング利用者証をお持ちの方	利用者証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>親族の方</li> <li>関係者（成年後見人など）</li> </ul>	14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>□亡くなられた方の利用者証</li> </ul>	福祉保健課 障害福祉担当	<input type="checkbox"/>
	特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されている方	死亡届 未支払手当の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方と同一世帯の方</li> <li>親族の方</li> <li>関係者（成年後見人など）</li> </ul>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>□死亡を証明する書類（死亡診断書等）</li> <li>□相続人代表者の印鑑（朱肉を使うもの）</li> <li>※未支払手当を請求する場合は、次の2点もお持ちください。また、手当受取には相続人の順番があります。</li> <li>□相続人の振込口座のわかるもの</li> <li>□届出手続きされる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）</li> <li>□亡くなられた受給者と相続される方の関係がわかる書類</li> </ul>	☎22-7207	<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
障害福祉	(1)特別児童扶養手当を受給されている方（養育者）	(1)手当受給死亡届未支払手当の請求、新規の認定請求	(1)亡くなられた方と同一世帯の方・親族の方（新たに児童を監護される方）	速やかに	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 対象児童または養育者の印鑑（朱肉を使うもの） ※(1)の手続きは、次のものもお持ちください。 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 届出手続きをされる方の本人確認書類 ※新たに児童を監護される方の新規認定請求については、お問い合わせください。	福祉保健課 障害福祉担当 ☎22-7207	<input type="checkbox"/>
	(2)特別児童扶養手当の受給対象児童の方または受給要件児童の方（20歳以下の子）	(2)額改定（減額）届または資格喪失届	(2)特別児童手当受給者（養育者）※上記の方以外（代理人）は手続きできません				

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
子 育 て	児童手当を受給されている方（養育者）	手当受給消滅届 未支払手当の請求、新規の認定請求	亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 対象児童または養育者の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 児童名義の振込口座のわかるもの	子育て支援課児童支援担当 ☎22-7221	<input type="checkbox"/>
	児童手当の受給対象児童の方または、受給要件児童の方（15歳以下の子）	額改定（減額）届 または資格喪失届	児童手当受給者（養育者） ※上記の方以外（代理人）は手続きできません	速やかに	<input type="checkbox"/> 養育者の印鑑（朱肉を使うもの）		<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当を受給されている方（父または母、養育者）	(1)手当受給消滅届 (2)新規の認定請求	(1)亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 (2)新たに受給者になる方 ※上記の方以外（代理人）は手続きできません	速やかに	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 新たに受給者になる方の個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の本人名義の振込口座のわかるもの		<input type="checkbox"/>
	児童扶養手当の受給対象児童の方	額改定（減額）届 または資格喪失届	児童手当受給者（養育者） ※上記の方以外（代理人）は手続きできません	速やかに	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 受給者となる方の印鑑（朱肉を使うもの）		<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
子育て	子ども医療費助成を受けている児童	・資格喪失届 ・子ども医療費助成金受給者証の返納	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ・関係者（成年後見人など）	速やかに	<input type="checkbox"/> 子ども医療費資格者証 <input type="checkbox"/> 養育者の印鑑（朱肉を使うもの）	子育て支援課児童支援担当 ☎22-7221	<input type="checkbox"/>
	子ども医療費助成を受けている児童の養育者	子ども医療費助成資格者証の変更、またはひとり親家庭医療費助成制度への切替え	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外（代理人）は手続きできません	速やかに	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 新しい養育者の印鑑（朱肉を使うもの）		<input type="checkbox"/>
	ひとり親家庭等医療助成を受けている児童（高校生以下の子）	・資格喪失届 ・ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証の返納	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭医療費助成金受給資格者証	<input type="checkbox"/>	
	ひとり親家庭等医療助成を受けている児童の養育者	ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外（代理人）は手続きできません	速やかに	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 新しい養育者の印鑑（朱肉を使うもの）	<input type="checkbox"/>	
	認可保育所（園）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の入所児童またはその保護者	・入所児童は退所届 ・入所児童の保護者は、保護者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ・新保護者 ※上記の方以外（代理人）は手続きできません	速やかに	※通われている保育所などにお問い合わせください。	子育て支援課児童保育担当 ☎22-7221	<input type="checkbox"/>



項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認	
税金	町県民税を納付されている方	納税通知書などの送付先の指定・変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 届出手続きされる方の印鑑	税務課住民税担当 ☎22-7205	<input type="checkbox"/>	
	原動機付自転車など（富士川町ナンバー）の車両を所有している方	廃車または所有者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	(1)廃車する場合は、次の4点をお持ちください。 <input type="checkbox"/> 標識交付申請書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 相続人が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出手続きされる方の印鑑 (2)所有者の変更は、一度、廃車の手続きいただき、新たにナンバーを取得していただきます。次の3点をお持ちください。 <input type="checkbox"/> 相続人が確認できるもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑		<input type="checkbox"/>	
	軽四輪自動車および二輪車（125ccを超えるもの）を所有している方	廃車または所有者の変更	車種によって、名義変更または廃車の手続き、届出場所が異なります。 ・軽四輪自動車・・・山梨軽自動車検査協会 ☎050-3816-3121 ・二輪車(125ccを超えるもの)・・・関東運輸局山梨運輸支局 ☎050-5540-2039					<input type="checkbox"/>
	口座振替で町税・国民健康保険税を納付されている方	納付方法の変更（納付書支払・口座変更）	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 今後の納付方法について、納付書での納付を希望するのか、引き続き口座振替を希望するのかわかり、必要なものが異なりますので、お問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 届出手続きされる方の印鑑	税務課徴収担当 ☎22-7205	<input type="checkbox"/>	

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
税金	固定資産（土地や家屋）を所有している方	納税通知書などの送付先の指定・変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 届出手続きされる方の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続関係が確認できるもの	税務課資産税担当 ☎22-7205	<input type="checkbox"/>
	未登記の家屋を所有している方	名義人の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	新所有者決定後速やかに	<input type="checkbox"/> 届出手続きされる方の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続関係が確認できるもの <input type="checkbox"/> 所有権の移転が確認できるもの（遺産分割協議書・遺言書など）		<input type="checkbox"/>
	国税・県税納税義務者	国税は鯉沢税務署☎0556-22-3191へ、県税は山梨県総合県税事務所☎055-261-9111へ届出手続き、届出期間、必要なものなど事前にお問い合わせください。					<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
森林	森林を所有している方	所有者の変更	・新所有者の方	所有者移転権利取得後90日以内	<input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 登記記載事項全部事項証明書（被相続人から相続人に所有権移転登記が完了した変更後のもの） または、遺産分割協議書の写し <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面	産業振興課 農林振興担当 ☎22-7202	<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
農地	農地を所有している方  ※相続等の手続きが終わり、農地の所有者が相続人の名前に変わってからの手続きになります。	相続等による農地の権利取得の届出（農地法第3条の3第1項の届出）	・相続（遺産分割、包括遺贈を含む）等により、農地の権利を取得した方（新所有者）	権利を取得したことを知った時点から、概ね10ヵ月以内	□新所有者の印鑑（朱肉を使うもの） □土地の全部事項証明書（相続人に所有権移転登記が完了した変更後のもの）または、遺産分割協議書の写し  ※相続人以外の方が手続きに来られる場合は、委任状が必要です。	産業振興課 農業委員会事務局 ☎22-7202	□

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
上・下水道	上水道、簡易水道、営農飲雑用水の給水装置所有者、または使用者の方	給水装置所有者、または使用者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 同一世帯の方以外の方は、戸籍謄本など、続柄がわかる書類	上下水道課 上水道担当・簡易水道担当 ☎22-7205	<input type="checkbox"/>
	下水道、または農業集落排水の使用者及び所有者の方	受益者使用者及び所有者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 同一世帯の方以外の方は、戸籍謄本など、続柄がわかる書類	上下水道課 下水道担当 ☎22-7204	<input type="checkbox"/>
	下水道受益者負担金が現在も徴収猶予されている土地を所有されている方	受益者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ・新受益者（相続人の方）	速やかに	<input type="checkbox"/> 新受益者の印鑑（朱肉を使うもの）		<input type="checkbox"/>
	下水道使用料算定に地下水等汚水量認定通知を受けている方または、農業集落排水を使用している方	世帯人員数の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 同一世帯の方以外の方は、戸籍謄本など、続柄がわかる書類		<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
犬	犬を飼っている方	所有者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 犬の登録番号（犬鑑札）	町民生活課 生活環境担当 ☎22-7209	<input type="checkbox"/>

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
町営・町有住宅	町営・町有住宅に入居されている方	世帯員異動届（名義人または同居者が亡くなった場合） 退去手続き、承継承認申請（名義人が亡くなった場合）	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□担当課までお問い合わせください。	都市整備課 住宅担当 ☎22-7214	□

項目	手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出（申請）手続きができる方	届出期間	必要なもの	担当課	確認
災害	交通事故や自然災害などの被害に遭われた方	災害見舞金の支給申請	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・相続人の方 ※上記以外の方以外（代理人）は、手続きできません。	災害のあった日から1年以内	□被害に遭われた方の印鑑（朱肉を使うもの） □事故証明書など ※内容によっては、支給されない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。	防災交通課 交通対策担当 ☎22-7218	□

●役場以外で手続きをするもの

	亡くなられた方（届出手続きが必要となる方）	主な手続き	届出または手続き窓口（問い合わせ先）
国・県などの 公的機関	普通自動車・125ccを超える二輪車を所有している方	名義変更または廃車の手続き	関東運輸局山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 ☎050-5540-2039
	軽三輪自動車・軽四輪自動車を所有している方		山梨軽自動車検査協会 笛吹市石和町唐柏792-1 ☎050-3816-3121
	自動車税・不動産取得税などの県税を納付されている方	相続人の代表、または納税管理者の指定届	山梨県総合県税事務所 笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎 ☎055-261-9111
	不動産の相続移転登記が必要な方	土地・家屋などの相続に伴い遺言書、遺産分割協議書や法定相続分のいずれかで、相続移転登記を行うもの	甲府地方法務局鯉沢支局 富士川町鯉沢2543-4 ☎22-0174
	恩給を受給されている方	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400へ直接お問い合わせください。	
	雇用保険（失業保険）に加入されている方	亡くなった前日までの失業等給付を請求できることがあります	ハローワーク鯉沢（公共職業安定所） 富士川町鯉沢1215 ☎22-8689
	運転免許証をお持ちの方	返納手続き	鯉沢警察署 富士川町最勝寺1306 ☎22-0110
	パスポートをお持ちの方	返納手続き	山梨県パスポートセンター 甲府市飯田2-2-3 ☎055-222-2040
特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方	返納手続き	山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所） 富士川町鯉沢771-2南巨摩合同庁舎 1 F ☎22-8155	

	亡くなられた方（届出手続きが必要となる方）	主な手続き	届出または手続き窓口（問い合わせ先）
国・県などの公的機関	県営住宅に入居されている方	名義変更または退去手続き	山梨県峡南土木事務所 市川三郷町高田111-1西八代合同庁舎3F ☎055-240-4123
	在留カードをお持ちの方	返納手続き ※詳しくは、東京出入国管理局 甲府出張所にご相談ください	東京出入国管理局甲府出張所 甲府市丸の内1-1-18甲府合同庁舎9F ☎055-255-3350
	外国籍の方が死亡された場合の本国への手続き	死亡された方の国の大使館・領事館にお問い合わせください。	
	生活保護費を受給されている方	変更または廃止	山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所） 富士川町鯉沢771-2南巨摩合同庁舎 1 F ☎22-8149

	亡くなられた方（届出手続きが必要となる方）	主な手続き	届出または手続き窓口（問い合わせ先）
その他	社会保険（健康保険）に加入している方	勤務先などの健康保険担当者へお問い合わせください。	
	農業者年金に加入している方、受給している方	農業者年金死亡関係の届出 （死亡届、未支給年金の請求、 死亡一時金の請求） 届出書、添付書類（被保険者証 又は年金証書、除籍謄本など） を速やかに提出。 詳しくはお問い合わせください。	（提出先は所在地の J A へ） J A 山梨みらい増穂経済センター 富士川町天神中條1110 ☎22-3147 （問い合わせ） ・富士川町農業委員会事務局 ☎22-7202 ・ J A 山梨みらい増穂経済センター ☎22-3147
	電気・ガス・固定電話・携帯電話などの契約名義人になっている方	精算、名義変更または解約の手続き	各契約会社
	N H K 受信料の契約名義人になっている方	名義変更または解約の手続き	N H K 甲府放送局 甲府市丸の内1-1-20 ☎055-255-2148
	障害者手帳をお持ちの方で N H K 受信料の免除を受けている方	名義・契約内容変更または解約の手続き	
	預貯金口座をお持ちの方	口座の閉鎖または解約の手続き などがあります。手続きは金融 機関や取引内容により異なるため、 お問い合わせください。	各金融機関
	クレジットカードをお持ちの方	解約手続き	各カード契約会社
	株式や会員権など有価証券をお持ちの方	名義変更または解約の手続き	各契約会社
	生命保険に加入している方	死亡保険金の請求や入院給付金の 請求などがあります。手続き は保険会社や契約内容のより異なる ため、お問い合わせください。	加入している保険会社



	亡くなられた方（届出手続きが必要となる方）	主な手続き	届出または手続き窓口（問い合わせ先）
その他	損害保険に加入している方	名義変更または解約手続き、保険給付原因となる保険金請求などがあります。手続きは保険会社や契約内容により異なるため、お問い合わせください。	加入されている損害保険会社
	株式や会員権など有価証券をお持ちの方	名義変更または解約手続き	各契約会社
	リース・レンタルサービスを利用されている方		
	新聞・定期購読雑誌などを購入していた方		
	会員証、利用カードをお持ちの方	返納または脱退の手続き	発行している会社・団体
有料道路障害者割引を受けている方（ETC利用者のみ）	障害者割引ETC利用登録の削除の手続き	東日本/中日本/西日本/首都/阪神高速道路(株) 有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233	

※このほか、生活スタイルにより、必要な手続きが異なりますので、ご確認ください。（インターネット、土地の賃貸借、CATVなど）

【以下は必要に応じてご利用ください。

その他必要な手続き	主な手続き	届出または手続き窓口（問い合わせ先）	確認
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>